

令和5年度第11回津野町農業委員会定期総会議事録 (第1日目)

召集年月日 令和6年2月20日

召集場所 津野町役場 本庁2階 第2会議室

開 会 令和6年2月28日 午後4時30分

出席委員

2番：高橋 好文、3番：石川 幸久、5番：宇都宮 京子、6番：川西 利文
会長：川村 実男
(推進委員)
川渕 慶博、大崎 登、長山 計一、明神 正、明神 長生、山崎 哲人

欠席委員

1番：前野 富士男、4番：戸田 和宏
(推進委員)
大地 勝義

その他の出席者

事務局長：福井 弘樹、事務局職員：池 大輔

議事日程

別紙のとおり

令和5年度第11回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和6年2月28日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
4	議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について	
5	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	
6	議案第4号	非農地証明交付申請の承認について	
7	議案第5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画農承認について（利用権貸借）	
8	その他		

開会 : 午後4時31分 開議

議長 : ただいまの出席委員は農業委員5名、農地利用最適化推進委員6名でございます。前野委員、大地委員は所用により、戸田委員は体調不良により欠席です。

会議の成立する定員に達しておりますので、これより、令和5年度第11回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

5番 ^{うつのみや きょうこ} 宇都宮 京子 委員、6番 ^{かわにし としふみ} 川西 利文 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。(番号1～2朗読)

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1及び2は明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 : 現地調査の報告を致します。24日の午前中に現地調査に行ってきました。場所は西庁から須崎の方向へ約2km位行った国道からすぐの所でございます。3条の交換移転で1と2は一緒に説明させていただきたいと思っております。●●さんから●●さんへの説明につきまして、4ページの図面を見ていただきたいと思っております。赤の斜線の4筆。6ページの写真をみていただきたいと思っております。1枚の田んぼになって現在耕作をされております。●●さんから●●さんへは同じく4ページの図面が見やすいと思っておりますので、見ていただきたいと思っております。3筆です。写真は12ページを見ていただきたいと思っております。上の段が図面左側の土地でございます。上の道路が国道であります。下側が右側の土地です。面積は●●さんの方が453㎡で●●さんが449㎡で、わずか4㎡の差でありまして、●●さんのお母さんに会うことができました。平成2年頃に●●さんよりハウスを建てたいので交換してほしいとい

うことをごさいました。その時に登記もしておけばよかったと申ししておりました。その後●●さんにお伺いしましたが不在でしたので翌日午前中に行って会えまして話を少し聞きました。平成の初め頃に役場から耕地整備をしないかという話がありまして、●●さんと2名分のみで面積も同じくらいだったので、交換したということをごさいます。その時に登記もやっておけばよかったと残念がっておりました。●●さんのお父さんが亡くなられてまして、相続登記を行うにあたりまして併せて手続きをとりたいということで今回の議案になったわけでありまして。問題は無いと思います。どうぞご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 : 休憩にいたします。

(午後4時40分 ~ 午後4時47分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1及び2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。

事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。

(番号1朗読)

番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 : ●●さんの所に行って話を聞いてきました。現在墓は●●さんの家から向い
にあって、●●さんもなかなか墓参りもできなくなったと。奥さんも腰がず
っと悪くて一人ではよう行けないということで家の近くに墓を移したいとい
うことで話を聞いてきました。今度墓を建てる所は家のすぐ下で土地は周り
全部が●●さんの土地であって、近所には家もありません。問題ありません
のでよろしくをお願いします。

議長 : 休憩にいたします

(午後4時50分 ~ 午後4時52分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙
手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい
てご説明いたします。

(番号1朗読)

番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件に
も該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1は私と●●委員が地区委員です。現地調査の結果並びに
補足説明をお願いします。

山崎委員 : 宇津ヶ藪の●●さんから●●●●君。前●●●●をやってきましたけど、その
人がこれを辞めて、●●が従業員やったけど引き続いて、瓦をとということで

やっています。車を置いていたところが置けなくなったので、探していたところ、場所は23ページにもあります●●●●●●●●●●の上り口の所を見つけたみたいで、一応写真では28ページ、川村委員と一緒に見てまして、下に農業用水路が通ってます。石積みで下に人家もあります。上段の方に写真の、ここに瓦とかを置いて、下に車とかを置くような計画を立てているみたいですが、写真で見るよりは現場は広くないので、造成計画もありますように基盤をちゃんとやって、碎石を敷くということで、大丈夫かと思えます。許可するにあたっては近くに家もありますし、水路も通ってるということで、25ページの7番にもありますように、被害防除に努めますと書いていますが、石積みが壊れた場合でも対処するように伝えておいたら、思ったことです。以上です。

議長 : 休憩にいたします

(午後4時57分 ~ 午後5時00分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第6 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第4号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

(番号1朗読)

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第4号 番号1は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 : 先ほど納骨堂の話で明神委員の説明がありました、そこのすぐ上です。34ページの写真を見ていただいたら、わかると思います。車庫として使われて

いますので、問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

議長 : 休憩にいたします。

(午後5時3分 ~ 午後5時5分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を説明いたします。

(番号1~2朗読)

番号1は再設定、番号2は新規の設定であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第5号 番号1及び2は私と山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明を申し上げます。

川村委員 : 番号1についてですが再設定ということで●●●●さんになりますが、樺ノ川のパトロールをしていると、だいたいどっかの農地におりまして、今回も違う件で行ったときにちょうどおりまして話をしましたが、ここも作るということで、きれいに耕して準備をしてました。問題無いと思います。

2については、写真の方を最初に見てもらいます。49、50ページになり

ますが、三間川で以前●●さんが生姜を作っておった所ですが、数年前に病気が来て生姜が作れなくなって、写真のような状態で、荒らすのはということで、作るわけではないですが、草だけは生やさんようにと草殺し等はかけて、そういう管理になっていました。利用期間が終了したということで、返すと言いますか、再設定しないということで、誰かおらんろうかと言う話で探していたところ、●●●●さんが新規設定をするようになっています。●●●●さんの方は、ししとう農家をやっていましたが、ここ3年位、●●さんが亡くなったり、お母さんが体調不良、自分の方も体を壊し、全然やれてなくなって、自分がししとうをやっていた農地がすぐ作れない状態になっているということで、ちょうどこの土地が話できたので、この土地を利用してししとうを作るということです。45ページを見ていただいて、狭い農地にししとうを植えるということで、おっきい方は米か飼料米なんかをって考えてみよかなという話でした。期間を4年間で設定してありますが、この4年間の間に自分のもともと作っていた農地を元に戻して、4年後からは自分の土地の方で作るということで、今回4年の設定になっています。●●●●さんの方はまだまだ若いですし、ししとう副部長などをやっていますので、しっかり作ってくれると思いますので、問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

議長 : 休憩にいたします。

(午後5時12分 ~ 午後5時13分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1及び2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第8 その他について、を議題といたします。

何かありませんか。

事務局 : お配りしている資料をご覧ください。相続土地国庫帰属制度で1件調査が来ております。国に帰属されれば入札になり新たな所有者を探すようになる。その手続きまでにこの土地を利活用して使いたいという方がいれば、うまく話が進む可能性もあるので、皆さんに共有します。

議長 : 特になければ3月の定期総会の日程を決めたいと思います。

事務局 : 3月28日木曜日に西庁で開催を予定しております。

議長 : ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和5年度第11回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時34分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 6 番